

SMSを用いて有料動画サイトの未払い料金を請求する事業者にご注意!

事例

A社から携帯電話にSMSが届いた。「最終通告です。有料動画閲覧履歴があり、登録解除の連絡を本日頂けない場合、身辺調査及び強制執行の法的措置に移ります。(電話番号)DMM」と記載されたSMSであったが身に覚えがないことからおかしいと思った。しかし、「身辺調査」という聞きなれない言葉に怖くなり、慌ててSMSに記載されていた電話番号に電話を掛けた。電話に出たDMMサポートセンターの担当者とな乗る者から「有料動画サイトの年会費が未納となっていて、現在延滞料を含め12万円の請求になっています。12万円払っていただけないと、あなたの名前が通信会社のブラックリストに掲載され、電話が使えなくなる場合があります。ブラックリストに載らないように、今日中に大手通販サイトのギフトカードを購入して12万円を支払ってください」と言われた。



ひとことアドバイス

- 事業者が消費者に「ギフトカードを購入して、カード番号等を教えてほしい」などと依頼するのは詐欺の手口です。発信者が「DMM」と表示されるSMSで「有料動画サイトの閲覧履歴があり・・・至急ご連絡ください」などと送られてきても電話を掛けてはいけません。また、ギフトカードを購入したり、カード番号等を教えたりすることは絶対にしないでください。
- 事業者からの請求に応じて一度でも未納料金等を支払ってしまうと、それ以降も、金銭の支払いを請求されるおそれがあります。身に覚えのない有料サイトの料金請求には応じないようにしましょう。

このような取引に関して不審な点があった場合は、**各地の消費生活相談窓口(消費生活センター等)や警察に相談して下さい。**





生活安全情報

小国警察署刑事生活安全課から

1月中旬、小国町に住む高齢女性が、布団業者を名乗る者から「以前預けた布団の代金名目」の料金を請求され、巧みな言葉に翻弄されて、事実確認を



しないまま現金を支払ったという事案が発生しました。この業者は、何らかの原因で流出した個人情報をもとに、ピンポイントにこの女性宅を訪問したと考えられます。身に覚えのない請求がきた、頼んでいない物品が届いた等の事がありましたら、一人で悩まずに、身近な人や警察又は公共相談機関に相談してください。

強引な布団の訪問販売にご注意！

強引に高額な契約をさせられる布団の訪問販売の相談が寄せられています

- 玄関のドアを開ける前に訪問者や用件をよく確認し、必要なければきっぱり断り、事業者を家の中に入れないことが大切です。
- 一人では対応せず、家族や近所の人など周囲の人に同席してもらうようにしましょう。必要なければきっぱりと断ることが大切です。
- 家族や周囲の人も、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、家の中に不要な品物や契約書がないかなど、日ごろから気を配りましょう。

契約しても、**クーリング・オフ**や**契約の取り消し**ができる場合があります。

お住まいの自治体の**消費生活センター**等へ早めにご相談ください。

消費生活ホットライン(188)からは、身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。



3月の消費生活法律相談

3月9日(木) 13:30~15:30

* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072